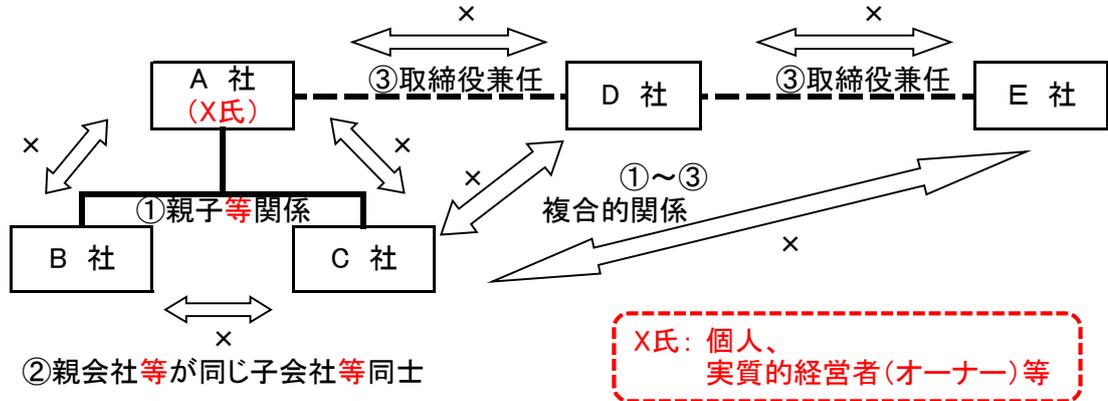


(参考)系列会社の考え方

※「子会社等」、「親会社等」などの定義ほか考え方については、会社法(平成17年法律第86号)及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)によることとする。

同一入札への参加が制限される場合：**◎A社、B社、C社、D社、及びE社は、系列会社と見なし、いずれか1社のみ入札参加となる。**

※「資本的つながり」及び「役員重複」により、ある会社等が他の会社等の営業上の意志を左右できる状況にあるため。



——— 資本関係のつながりあり - - - - - 役員等の兼任あり

基準

長崎県の入札参加資格を有する者の範囲で次の関係を有する場合。

- ①子会社等と親会社等の関係
 - ②親会社等を同じくする子会社等 同士の関係
 - ③役員等の兼任等
 - ④その他(上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合)
(例)組合(共同企業体(以下「JV」という。))を含む)とその構成員
- ※親会社「等」は、組合(JVを含む)及び個人を含む。
 ※子会社「等」は、組合(JVを含む)を含む。
 ※一者を除いて辞退すれば残る一者は参加可能

↔
x 同一入札への参加が制限される関係

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ①子会社等と親会社等の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等 同士の関係にある場合

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

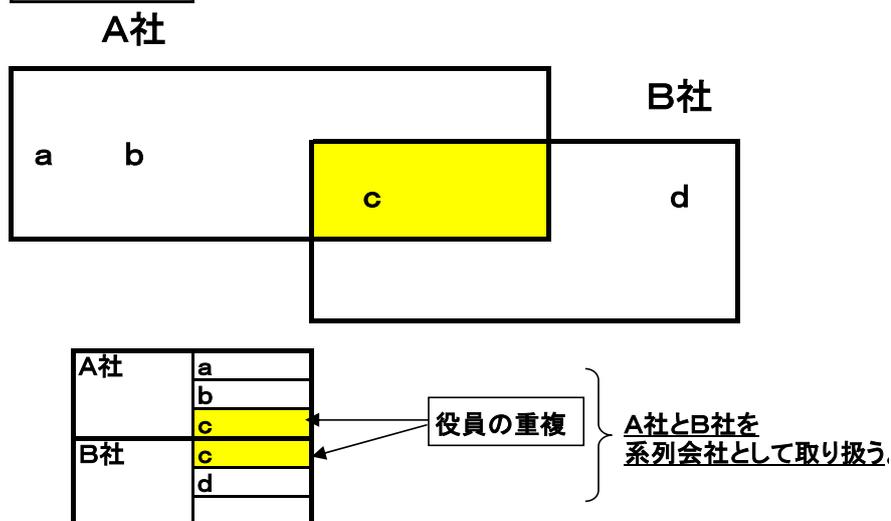
- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - ②一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ※監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款により業務を執行しない取締役、監査役、執行役員は除くため、ご留意下さい。

○複合的關係

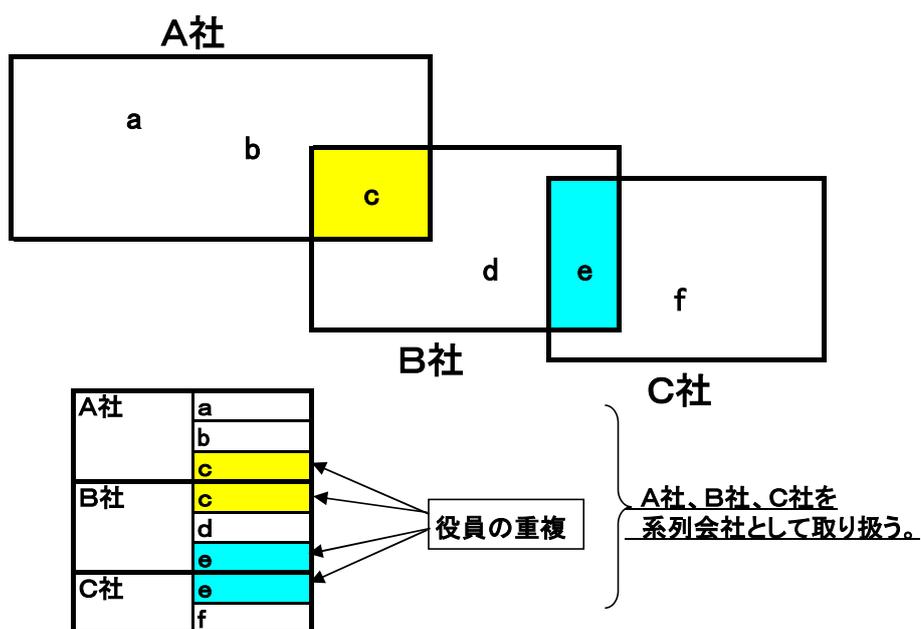
上記の資本関係、人的関係が複合した関係も同一入札に参加することはできません。
(※例えば、上記関係図でのA社とE社、B社とD社、C社とD社、B社とE社、及びC社とE社の関係)

(役員重複のケース)

ケース① (A社の役員cがB社の役員も兼任している場合)



ケース② (A社とB社で役員兼任、B社とC社で役員兼任している場合)



○役員 の定義

- ①取締役:株式会社の取締役
- ②執行役:会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③社員:会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員
- ④理事:組合の理事
- ⑤準ずる者:その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥管財人:民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、「系列会社に関する届出書」に記入して下さい。

※監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款により業務を執行しない取締役、監査役、執行役員は、役員に該当しないため、記入しないこと。

(資本的つながりのケース)

【本様式に記入する事項の定義】

○子会社等、親会社等の定義

会社法第2条第3号の2、同条第4号の2に規定する子会社等、親会社等をいう。

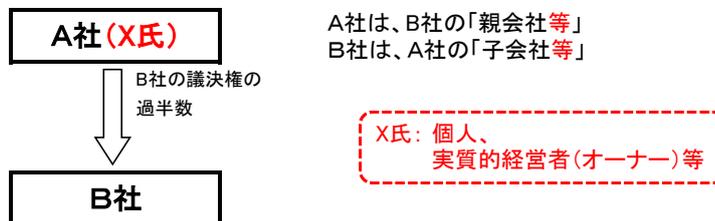
本届出に記入する子会社等及び親会社等は、長崎県の入札参加資格を有する建設業者に限ります。

注：親会社等が長崎県の入札参加資格がない場合でも、親会社等を同じくする子会社等同士の間にある場合は「系列会社」となりますので、この場合の親会社等、子会社等とも、届出してください。

・会社法第2条第3号の2、同条第4号の2に規定する子会社等、親会社等

第2条	<p>3 子会社 会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。</p> <p>3の2 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 子会社</p> <p>□ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの</p> <p>4 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。</p> <p>4の2 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>イ 親会社</p> <p>□ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの</p>
-----	--

ケース③ (A、Bがいずれも親会社等と子会社等の関係の場合。)



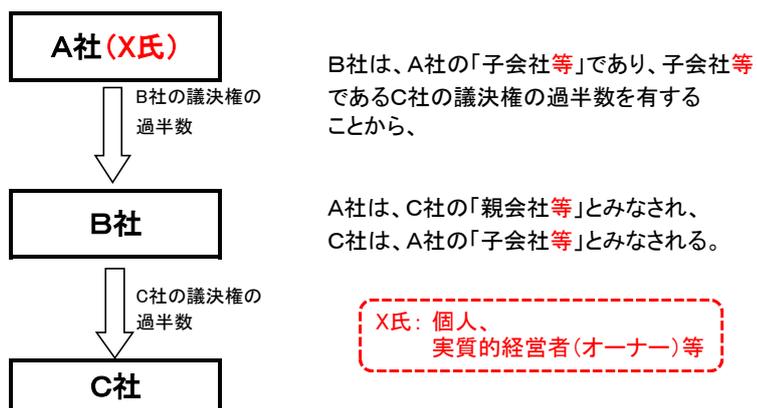
(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)

- ・A社が申請する場合、親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。
- ・B社が申請する場合、親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。

※上記を表にまとめるとね次のようになります。

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社(X氏)	—

ケース④ (A社、B社、C社がいずれも親会社等と子会社等の関係の場合。)

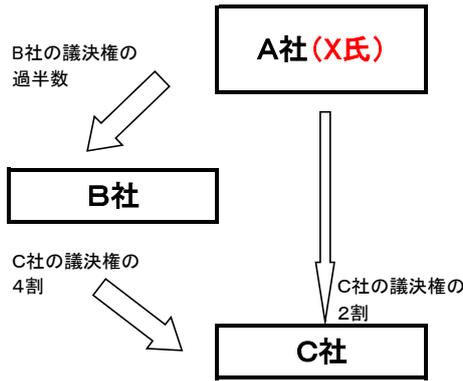


(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)

※上記を表にまとめるとね次のようになります。

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社(X氏)	C社
C社	A社(X氏)、B社	—

ケース⑤ (A社、B社、C社がいずれも親会社等と子会社等の関係の場合。)



B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、

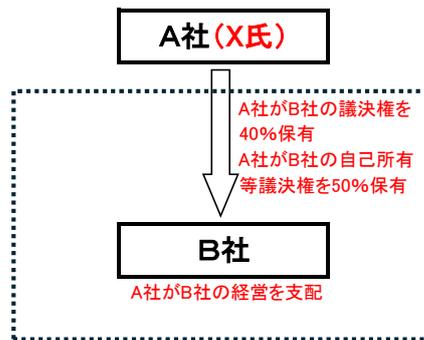
A社は、C社の「親会社等」とみなされ、C社は、A社の「子会社等」とみなされる。

X氏：個人、
実質的経営者(オーナー)等

(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)
※上記を表にまとめると、次のようになります。

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社(X氏)	—
C社	A社(X氏)	—

ケース⑥ (A、Bがいずれも親会社等と子会社等の関係の場合。)



A社は、B社の「親会社等」
B社は、A社の「子会社等」

X氏：個人、
実質的経営者(オーナー)等

(「系列会社に関する届け出書」記入する対象会社)

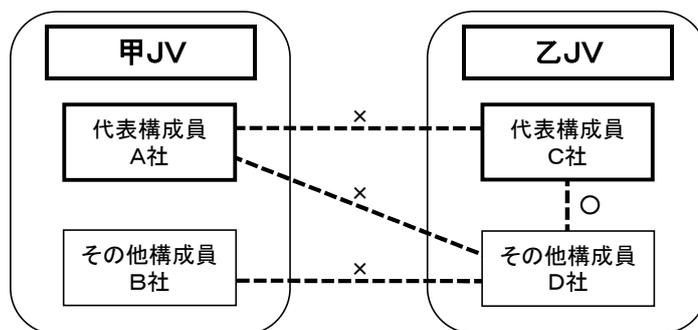
- ・A社が申請する場合、親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。
- ・B社が申請する場合、親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。

※上記を表にまとめるとね次のようになります。

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社(X氏)	—

(JVのケース)

ケース⑦ (JVの構成員同士が各基準に該当する場合)



- ・親会社等と子会社等
- ・親会社等を同じくする子会社等同士
- ・同一の者に経営を支配される会社等同
- ・役員or管財人を兼任
- ・組合とその構成員

x：同一入札の参加制限対象
o：同一入札の参加制限なし

※同一JV内においては、各基準に該当する「系列会社」であっても、同一入札の参加は制限されません。

※上記各ケース以外に会社法第2条第3号の2、同条第4号の2に規定する子会社等、親会社等があれば、申請(届け出)して下さい。